

社会福祉法人 日野の郷 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 日野の郷（以下「当法人」という）定款9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）、の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程に於いて、次の各号に於ける用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人の主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り役員等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給することができる。
この法人の全理事の報酬総額は、年間1千5百万円以内とする。
この法人の全監事の報酬総額は、年間1百万円以内とする。
この法人の常勤理事の報酬月額は、別表1「常勤役員等の報酬」の定める通りとする。
非常勤役員並びに評議員に対する報酬は、別表2「非常勤役員等の報酬」とする。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。
- (3) 非常勤役員等については、法人業務を行う場合に別表2の通り費用を弁償する。但し、交通費の実費は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことが出来る。

(常勤役員等の報酬等の算定方式)

第4条 常勤役員等に対する報酬等に額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方式)

第5条 非常勤役員等に対する報酬額の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第2に定める額

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第3の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月15日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与第7条に準じた日とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者については、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任又は解任の場合の報酬については、その月の総日数から日曜日及び土曜日（祝日含む）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じた時は、次の通り端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の第一第二項に定める報酬等の基準を公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表第1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 500,000 円

別表第2（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	日額
評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	10,000 円

* 評議員については、定款の定めとの整合に留意が必要
 （定款の定めより高額となる場合は、定款変更が必要）

（2）理事

	日額
理事会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	10,000 円
理事長業務	25,000 円

（3）監事

	日額
監事監査への出席	30,000 円
理事会、評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	10,000 円

別表第3（職員給与との併給）

① 役職ごとの役員報酬額を定める。

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	役員報酬額
理事長	月額 200,000 円
常務理事	月額 100,000 円